

長岡京市風しん予防接種助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 市長は、任意接種である風しん予防接種（以下「予防接種」という。）に必要な費用の一部を助成することにより、風しん流行の予防を図り、先天性風しん症候群の発生の予防に努めるものであり、当該接種者の経済的負担の軽減を行うものとする。その実施にあたっては、長岡京市補助金等交付規則（昭和57年長岡京市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(対象者)

第2条 予防接種費用の助成対象者（以下「接種対象者」という。）となる者は、予防接種を受けた日を基準として長岡京市に住民登録を有する者で、次に該当するものとする。ただし、予防接種医療機関は日本国内に限る。

- (1) 妊娠を希望する女性であり、かつ抗体検査等により、抗体価の低い者。
- (2) 妊娠している女性の同居者で、抗体検査等により、抗体価の低い者。ただし、妊娠している女性の抗体価が低い場合とする。

※ここで言う抗体価の低いとは、H I 法またはE I A法による検査で、H I 価が1 : 16以下、あるいはE I A－I g G 価8.0未満等を「抗体価が低い」と判定する。

(ワクチンの種類)

第3条 助成金の交付対象となるワクチンの種類は、麻しん風しん混合（MR）ワクチン又は風しん（単抗原）ワクチンとする。

(助成の期間)

第4条 助成は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に予防接種をした場合に限る。ただし、風しん抗体検査を令和7年3月31日までに受けていることとする。

(助成金額)

第5条 助成金額は、予防接種にかかった実費の3分の2の額とする。この場合において、確定金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てる。

- 2 助成の回数は、同一の接種対象者について1回とする。
- 3 生活保護受給世帯又は市民税非課税世帯の対象者については、全額助成をする。課税状況については、申請者の委任に基づき市長が確認をする。

(申請及び助成の認定)

第6条 接種対象者は、予防接種後に長岡京市風しん予防接種助成事業交付申請書（別記様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に申請するものとする。ただし、申請の期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

- (1) 妊娠を希望する女性で風しん抗体検査の抗体価が低い者。

風しん抗体検査の結果の写し又はその結果を記載した母子健康手帳の写し、予防接

種領収書（接種者の氏名、予防接種の種類、接種日、金額及び医療機関名が記載されていること。）

（２）妊娠している女性の同居者で、抗体検査等により、抗体価の低い者。

風しん抗体検査の結果の写し、妊婦の風しん抗体検査の結果の写し又は、風しん抗体検査の結果を記載した母子健康手帳の写し、予防接種領収書（接種者の氏名、予防接種の種類、接種日、金額及び医療機関名が記載されていること）及び母子健康手帳（子の保護者欄に妊婦の氏名が記入されているもの）の写し。

２ 前項各号の接種対象者のうち生活保護受給世帯又は市民税非課税世帯の者の同項の規定による申請の場合は、同項の書類に加えて、生活保護受給世帯にあつては、生活保護受給者証の提示をもって全額助成の認定を行い、市民税非課税世帯の被接種者にあつては、保健事業自己負担金免除申請により非課税世帯と決定された場合又は自己負担免除カードの提示をもって全額助成の認定を行う。ただし、令和６年１月１日において長岡京市に住民登録のない者にあつては、非課税世帯であることが証明できるもの（令和６年１月１日に住民登録のあった市区町村が発行する課税証明書）の提出をもって全額助成の認定を行う。

（助成決定）

第７条 市長は、前条の交付申請書の提出があつたときは、書類を審査し、適合と認めたときは、交付申請者に長岡京市風しん予防接種助成金交付決定通知書（別記様式第２号）により通知する。

２ 前項の交付決定通知書をもって規則第９条の確定通知とみなす。

（交付）

第８条 市長は、長岡京市会計規則（平成１７年長岡京市規則第２６条）第３６条第２項の規定に基づき、交付決定者に対し、請求書の提出を待たずに助成金を交付するものとする。

（交付の取消し）

第９条 市長は、虚偽その他の不正な手段により助成金を受けたことが判明した場合は、当該交付を取り消し、又は変更することができる。

（助成金の返還）

第１０条 市長は、前条の規定により交付決定の取消し又は変更を行った場合において、既に助成金を交付しているときは、期限を定めて全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（延滞金）

第１１条 前条の規定により助成金の返還を命ぜられた者が、これを納期限までに納付しなかったときは、当該者に対し、規則第１５条の規定を適用するものとする。

(健康被害の救済制度)

第12条 市は、予防接種により、健康被害が生じても一切その責任を負わないものとする。

2 任意接種である予防接種の健康被害については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号。以下「法」という。）第4条第6項に規定する医薬品の副作用によるものであり、かつ被害者が法第16条第1項各号に該当する場合には、同条第2項第2号に該当する場合を除き、法に基づく副作用救済が行われる。

(経理書類等の保管)

第13条 助成金の申請や支払に係る全ての書類については、事業の完了の日の属する年度の終了後10年間保存しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。